

教育基本法「改正」でどうなる？ 大きく変わる大学の教育環境

いま、国会で教育基本法「改正」案が審議されています。皆さんは、この法案の内容をご存じですか？ 市民にも大学人にも広く知られていないのは、国会で条文ごとの詳細な質疑がまだ全く行われていないからです。しかし、政府・与党は、11月中旬にも衆議院を通過させ、12月15日の会期末までに成立させることを目標としています。

この法案では、**大学について、新たに条文で規定されています。**これは、今後、**大学に対する国のコントロール**を劇的に強めるものと指摘されています。しかし、大学の目的などは、学校教育法で以前から規定されています。なぜ、教育基本法に書き込まれることが問題なのでしょうか？ この法案では、**教育の目標が20以上にわたって具体的に規定されています。**そして、**学校はこの目標の達成のための教育をおこない、学生・生徒に規律と意欲を持たせなければならない**のです。また、**政府は教育振興基本計画を策定し、これに基づく教育を推進**します。このように、**国による命令主義的な教育が復活**することになります。

つまり、**大学は、法案に盛り込まれた教育の目標や、政府が策定する計画の枠内で、「自主的・自律的」に教育を行う**ようになります。「目標」や「計画」には、**達成度評価がつきもの**です。

今回の教育基本法「改正」案には、歴代の教育学会会長が反対声明をあげるなど、現行法の尊重や、慎重審議を求める意見が相次いでいます。私たちも、まず法案について一緒に学んでみませんか。そして、私たち大学人が、現時点で何をすべきか、大学として必ず維持すべきことはなにか、自由に話しあい、考えていきましょう。

と き 11月9日（木） 18～20時

ところ 琉大法文学部棟 204 教室 新棟・複合棟ではありません

話題提供

教育基本法が変わるとどうなる？ –行政法の観点から–

徳田 博人 さん（琉大法務研究科）

・話題提供を受けて、自由討論を行います。どなたでもご参加になれます。お誘い合わせの上お越し下さいますよう、お待ちしております。

主催 大学人9条の会沖縄、沖縄・女性9条の会、日本科学者会議（JSA）沖縄支部

お問い合わせ先： JSA 沖縄支部事務局 琉球大学理学部 堺英二郎研究室気付

電話・fax 895-8518 メール okinawa@jsa.gr.jp

教育基本法改正案(政府提出)のポイント

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

現行の条文から、「真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた」が削除された。

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

教育の具体的目標が法律で定められた。学校はそれぞれの「達成度」が「評価」されることになる。

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

大学も含めて、「体系的な教育が組織的に行われ」、また学生の「自ら進んで学習に取り組む意欲を高め」るよう、義務づけられた。行政がこうした視点から学校をチェックすることになる。

(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門

的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

大学が、条文で定められた。第2項では、「自主性・自律性」が言われるが、第1条、2条、6条2項、16条、17条などの、国による統制を受けないわけではない。むしろ、国による目標、計画、評価の対象となるからこそ、2項が置かれていると言えよう。

(教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、(以下略)

4 国及び地方公共団体は、(以下略)

現行法では、「第十条 教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。

2 教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するために必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。」

教育は「国民全体に対し直接に責任を負って」でなく「法律の定めるところにより」行うものとなる。

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

教育基本法改定のカギとなる条文。政府が「教育振興基本計画」を一方向的に定める。この計画は、国会で承認を受ける必要さえない。大学についても当然、基本計画に盛り込まれることになる。各大学が「自主的に」「目標」「計画」を立案し、その達成度が「評価」されるのは、独法化で経験済みである。政府は、教育についての強力な「目標」「計画」で、新たに大学をコントロールすることができるようになる。

*コメントは JSA 沖縄支部事務局による